プロに聞く
経営相談室

「テレワーク」
～導入時に注意すべき法的なポイントについて～

1 はじめに

コロナ禍をきっかけに一般化したテレワークですが、感染症対策の枠を超え、現在では生産性向上や人材確保、ワークライフバランスの向上を実現する手段として位置付けられています。

そこで、今回は、「テレワーク」について、その導入時に注意すべき法的なポイントを中心に解説します。

2 そもそもテレワークって？

テレワークは、大きく分けて、「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィス勤務（施設利用型勤務）」の３つの勤務形態があり、これらを総称して「テレワーク」と言われています。

まず、「在宅勤務」とは自宅で仕事を行う勤務形態を指します。

２つ目に、「モバイルワーク」とは移動中（交通機関の車内など）や顧客先、カフェなどを就業場所とする働き方です。営業など頻繁に外出する業務の場合、様々な場所で効率的に業務を行い、生産性向上の効果が期待されます。

３つ目に、「サテライトオフィス勤務」とは、勤務先以外のサテライトオフィスなどで仕事を行う勤務形態です。

例えば、従業員が所属するオフィス以外の他のオフィスが自宅近くにある場合、そのオフィス内にテレワーク専用の作業スペースを設けることで、当該従業員の通勤時間の削減が可能です。また、地方の空き家などをオフィスとして活用することで、地方創生にも繋がるのではないかと期待されています。

以上のとおり、テレワークには３つの勤務形態がありますが、この中でも「在宅勤務」の導入を検討されたことのある企業も少なくないのではないでしょうか。

3 テレワーク導入状況

令和５年度「熊本県労働条件等実態調査報告書」によると、テレワークの導入状況については、「今後も導入する予定はない」（67.6％）が最も高く、「新型コロナウイルスの状況を受けて初めて導入した」（20.5％）、「現時点で導入できていないが今後、導入したい」（8.0％）、「新型コロナウイルス問題以前から導入している」（3.9％）となっています。

熊本県[illegible]の導入施率[illegible]導入済み及び導入に前向きな割合は32.4％存在することも事実です。

他方で、テレワークの導入には「会社のルールが整備されていない」、「情報漏洩が心配」、「業務の進行が滞る」[illegible]などの課題があり、導入を妨げる要因となっ[illegible]

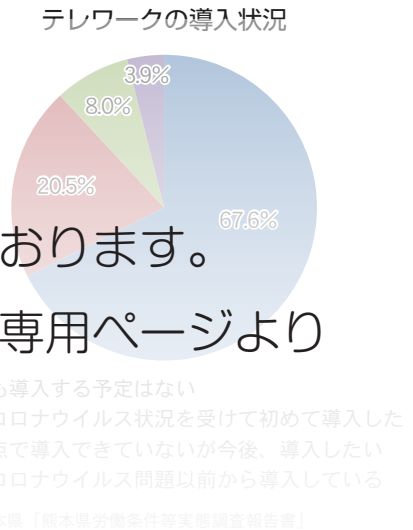

[illegible]県「熊本県労働条件等実態調査報告書」

4 テレワークの導入と[illegible]

(1) 勤務場所に関するルールの整備が必要

[illegible]

以降は会員専用ページにて公開しております。
ご覧頂くには、入会手続き後、会員専用ページより
アクセスをお願いします。

ご入会はこちらから

（入力は数分で終わります）

会員の方はこちらから